

加藤 明由 議員

新しい風やとみ



問 市有財産の適法管理の怠慢では

答 不当利得とその利息の返還請求

問 公共用物である市有地の侵奪は最高裁で確定、なぜ過料を課さないのか。

答 (建設部長) 行政上の秩序維持を目的に科す秩序罰としての過料であり、市に裁量権が与えられていると判断。また、積極的な欺

罔行為や不正行為があったと判断できる事実が必要と

解釈。

よって過料ではなく、

民法第703条および

第704条の規定による

不当利得とその利息の返還を請求した。

問 公共用物管理条例における過料は財産管理上必要な事項では。

答 不当利得とその利息の返還請求を進めている。

問 過料を課さないことは、市の損害では。

市有財産の早期原状回復の経過は、

答 現在、相手方と折衝中。

問 現在、相手方と折衝中。

答 現在、相手方と折衝中。

問 現在、相手方と折衝中。

答 現在、相手方と折衝中。

問 現在、相手方と折衝中。

答 現在、相手方と折衝中。

問 現在、相手方と折衝中。

答 現在、相手方と折衝中。

問 現在、相手方と折衝中。

答 現在、相手方と折衝中。

問 現在、相手方と折衝中。

答 現在、相手方と折衝中。

問

農地賃貸借料
金会議は適正か

答

お互いに十分意見
を交わし決定

○弥富市農地賃貸借料金について、以下を問う。

問 会議資料はどのような手続を経て作成、提出されたのか、不公平はないか。

答 (建設部長) 各地区のオペレーターおよびJAあいち海部の担当者と打合せを行った。この事前会議は、借り手側の要望に応えるために開催し、適正であると考ええる。

問 会議資料はどのような手続を経て作成、提出されたのか、不公平はないか。

答 (建設部長) 各地区のオペレーターおよびJAあいち海部の担当者と打合せを行った。この事前会議は、借り手側の要望に応えるために開催し、適正であると考ええる。

問 会議資料はどのような手続を経て作成、提出されたのか、不公平はないか。

答 (建設部長) 各地区のオペレーターおよびJAあいち海部の担当者と打合せを行った。この事前会議は、借り手側の要望に応えるために開催し、適正であると考ええる。

問 会議前に徴取した生産組合長などからの事前質問の扱いは不当では。

答 当日文書で回答するよう要請され、会議当日に回答を渡した。

問 料金算定の根拠は不合理では。

答 貸し手側と借り手側双方の代表が十分に意見を交わし、定められた賃貸借料金であり、適正と考える。

問 賃貸借料金の検討に当たっては、公租公課、他地区の類似圃場条件の賃貸借料金情報など、実態を示す情報提供が不可欠では。

答 あくまでも話し合いの場を設定している。

問 賃貸借料金の検討に当たっては、公租公課、他地区の類似圃場条件の賃貸借料金情報など、実態を示す情報提供が不可欠では。

答 あくまでも話し合いの場を設定している。

問 賃貸借料金の検討に当たっては、公租公課、他地区の類似圃場条件の賃貸借料金情報など、実態を示す情報提供が不可欠では。

答 あくまでも話し合いの場を設定している。

問 賃貸借料金の検討に当たっては、公租公課、他地区の類似圃場条件の賃貸借料金情報など、実態を示す情報提供が不可欠では。

答 あくまでも話し合いの場を設定している。

問 賃貸借料金の検討に当たっては、公租公課、他地区の類似圃場条件の賃貸借料金情報など、実態を示す情報提供が不可欠では。

問 賃貸借料金の検討に關して市は積極的な役割を果たすべきでは。

答 中立的な立場である。

問 検討会議の規約はどのような手続を経て決定、成立したのか。

答 行政内部の打合せで、検討会議の開催には規約が必要と判断し、産業振興課が作成し、部長決裁。

問 検討会議の構成員の変更はなぜか。

答 9月議会で指摘を受け、行政内部で協議した結果。

問 検討会議の運営状況等に対する見解は。

答 (市長) 本市は中立的な立場である。

問 検討会議の運営状況等に対する見解は。

答 (市長) 本市は中立的な立場である。

問 検討会議の運営状況等に対する見解は。

答 (市長) 本市は中立的な立場である。

問 検討会議の運営状況等に対する見解は。